

令和5年度定期監査結果に基づく措置状況

1 監査実施期間

令和5年8月28日から令和5年11月22日まで

2 措置を講じた部課及び措置通知日

事務局総務課 令和5年12月25日

3 措置を講じた内容

課名	指摘事項	措置内容
総務課	ウイルス対策ソフト導入調整作業業務委託契約外2件の契約について、契約書に示されている契約の保証がなされていない。	左記の3件の契約については、組合のパソコンやネットワーク保守を委託している業者との契約で、岸和田市財務規則第123条の第6号に該当し、契約保証金の納付の免除ができる契約であった。 今後の契約においては免除規定を記載することとする。
	ホームページ更新業務委託契約について、契約書に「業務の完了について報告書を提出し検査を受けなければならない」と示されているが、完了報告書を徴収していない。	ホームページの更新については、依頼した内容が履行されているかどうかは現認すれば確認できるので完了報告書の提出は省略できる業務であった。令和5年度の契約書はすでに改めている。 契約全般として契約の締結の際には、業務の内容に適した契約であるかをきちんと検証することを徹底する。
	就業管理システム保守サービスを委託料で支払っているが、このサービスは入会することで、会員向けの問合せ専用ダイヤルの利用や、機能強化や法令対応などのためのバージョンアップを適宜無料で提供されるなどのサービスを受けることができるものである。費目としては、委託料ではなく役務費手数料が適切である。	就業管理システムについては、入会することで左記のサービスを受けることができるものであるので、ご指摘のとおり、役務費手数料が適切である。 令和6年度から改めることとする。

監査の意見としてあった、支払い事務については、歳入歳出外現金においてもインターネットを利用した電子決済の活用により効率化を図る。具体には、令和6年度から契約保証金の還付においてインターネットバンキングの利用を開始し、また、源泉徴収税・市町村民税特別徴収分の納付においては紙の納付書の利用をやめ、e-TAX、eLTAXを導入して電子納付に移行する。

なお、当組合では現在、指定金融機関の口座は一般会計口座と歳入歳出外現金口座をそれぞれ開設し管理しているが、インターネットバンキングの利用において複数の口座を管理することになると、事務処理において煩雑になる。よって、この機会に令和6年4月から歳入歳出外現金口座を解約して口座を一本化し、歳入歳出外現金におけるインターネットを活用した電子決済を円滑に進めることとする。